

医学研究の COI(利益相反)に関する規則

日本脳神経内科血管治療研究会

2018 年 11 月 23 日制定

(目的)

第 1 条

この規則は、日本脳神経内科血管治療研究会(以下、「本会」と略す)が行う事業における「医学研究の COI(利益相反)」の開示に関する具体的な運用方法を示すことを目的とする。

(対象)

第 2 条 本会が行う学術集会、教育講演会、および市民公開講座などで発表を行う筆頭演者は、自らの COI 状態の有無を明らかにしなければならない。

2 正会員は、COI マネージメントを行っている基本領域学会(別表 1)に申告していなければならない。

(基準)

第 3 条 開示が必要な金額を別表 2 に定める。

2 開示する義務のある COI 状態は、本会が行う事業や医学研究に関する発表内容に関連する過去 3 年間の企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

(本会が行う学術総会などにおける発表)

第 4 条

1. 本学会が行う学術集会、教育講演会、および市民公開講座などで発表を行う筆頭演者は、演題応募時に自らの COI 状態の有無を明らかにしなければならない。

2. 発表時には、発表スライドあるいはポスターに、筆頭演者の COI 状態について(様式)に従って開示する。

(違反者への措置)

第 5 条

1 世話人会は、医学研究の公正さと中立性と公明性を確保した状態で研究結果の発表や普及を適正に推進し、「脳血管障害に対する血管内治療及び関連する診断・治療に関する基礎的、臨床的知見及び最新情報を、内科的視点に基づいて会員と共有することによって、診療の発展に寄与する」という本会の目的に違反する行為に関して審議する。重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、世話人会はその遵守不履行の程度に応じて一定期間、学術集会での発表の禁止などの措置を取ることができる。

2. 前項の措置を受けた者は、本会に対して不服申立をすることができる。本会が不服を受理したときは、これを臨時審査委員会に付議する。

3. 臨時審査委員会は世話人以外の会員から事案ごとに代表世話人が指名した 3 から 5 名をもって構成される。臨時審査委員会は、第 1 項の措置が適正であったか否かの再審理を行い、審理の結果について世話人会の協議を経て、その結果を被措置者に通知する。被措置者に通知がなされた時点をもって同事案の臨時審査委員会はその任務を終了する。

(施行日および改正方法)

第 6 条

本会世話人会は、原則として 2 年ごとに本指針の見直しを行い、世話人会の決議を経て、本規則を改正することができる。

附則

本規則は 2018 年 11 月 23 日より施行する。

(別表1)

COI マネージメントを行っている基本領域学会

日本内科学会

日本小児科学会

日本皮膚科学会

日本精神神経学会

日本外科学会

日本整形外科学会

日本産科婦人科学会

日本眼科学会

日本耳鼻咽喉科学会

日本泌尿器科学会

日本脳神経外科学会

日本医学放射線学会

日本麻酔科学会

日本臨床検査医学会

日本救急医学会

日本形成外科学会

日本リハビリテーション医学会

(別表2)

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、単一の企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上は申告する。
- ② 株の保有については、単一の企業についての 1 年間の株による利益(配当、売却益の総和)が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合は申告する。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1件あたりの特許権使用料が年間 100 万円以上の場合には申告する。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、単一の企業・団体からの年間の講演料が合計 100 万円以上の場合には申告する。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体が原稿やパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、単一の企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上の場合には申告する。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、単一の臨床研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上の場合には申告する。奨学寄付金(奨励寄付金)については、単一の企業・団体から、1 名の研究代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上の場合には申告する。
- ⑦ 非営利法人(例、NPO)や公益法人(例、社団、財団)からの受託研究費や研究助成費で、交付金額が年間 1000 万円以上である場合に、企業や営利を目的とした団体が当該受託研究費や研究助成の専らの出資者である場合には、研究代表者が申告する。
- ⑧ 企業や営利を目的とした団体からの寄付による大学の寄付講座については、特任教授など当該講座の代表者が申告する。複数の企業などから資金提供されている場合には、一企業当たり年間 200 万円以上の場合には申告する。
- ⑨ その他

(様式)

例 1

日本脳神経内科血管治療研究会 利益相反の開示

筆頭発表者名 : ○○○○

演題発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある企業などはありません。

例 2

日本脳神経内科血管治療研究会 利益相反の開示

筆頭発表者名 : ○○○○

演題発表に関連し開示すべき利益相反関係

①役員・顧問 : ○○会社

②株保有・利益 : なし

③特許使用料 : ○○会社

④講演料など : なし

⑤原稿料など : ○○会社

⑥少額研究費 : なし

⑦受託研究費 : ○○会社

⑧寄付講座 : なし

⑨その他報酬 : ○○会社